

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

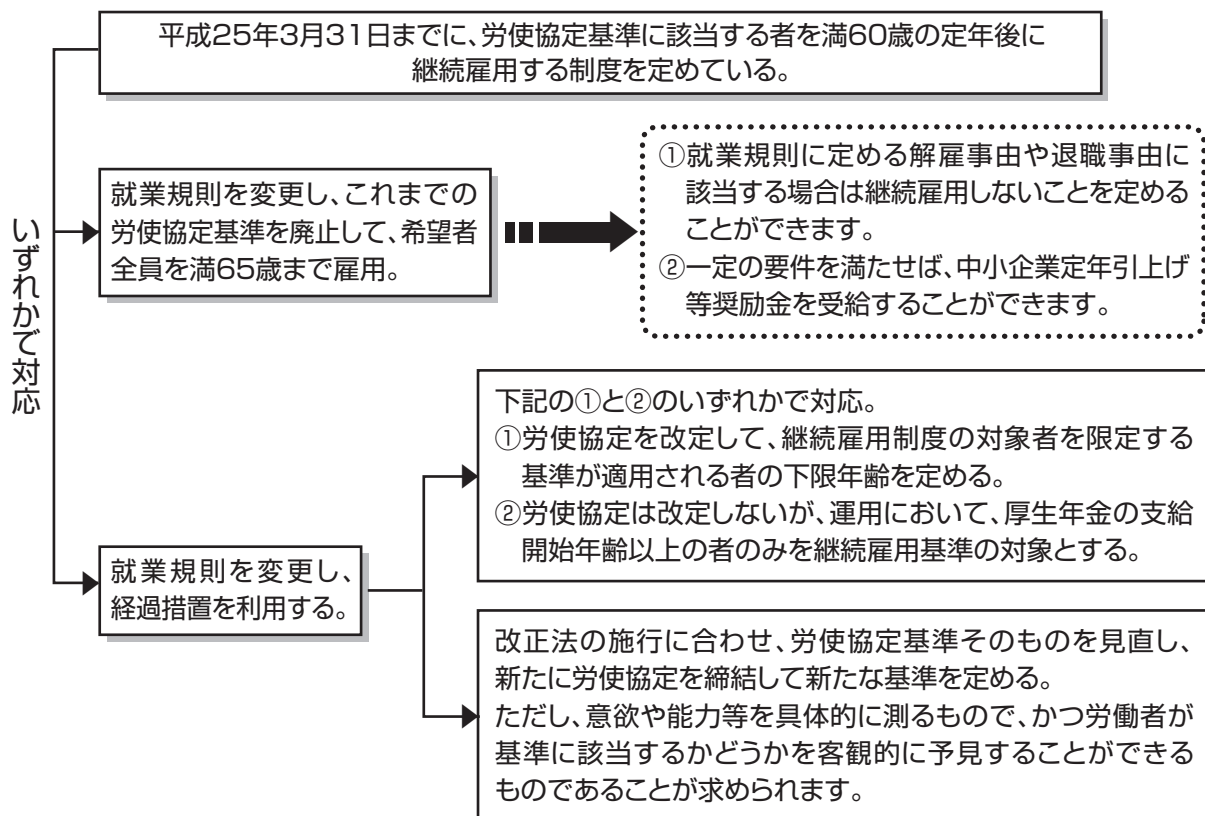
神戸オフィス tel 078-371-5120

平成25年4月1日施行

高年齢者雇用安定法改正と就業規則の変更

平成25年4月1日より施行される改正高年齢雇用安定法では、従来認められてきた「労使協定に定める基準により継続雇用制度の対象者を限定できる」という仕組みが廃止され、希望者全員を65歳まで継続雇用することが義務づけられます。

ただし、すでに労使協定で継続雇用基準を定め運用している企業については、報酬比例部分の厚生年金の受給開始年齢に達した以降の者を対象に、その基準を引き続き利用できる経過措置（12年間）が設けられています。労使協定基準により継続雇用の対象者を限定している企業は、就業規則を変更して対応することとなります。



【改正法対応の注意点】

- (1)経過措置により労使協定基準を利用する場合でも、基準の対象年齢を明確にするため就業規則の変更が必要となります。
- (2)経過措置を利用した場合も、就業規則に定める解雇事由や退職事由に該当する者を継続雇用しないことを定めることができます。
- (3)年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールは男女で異なっていますが、経過措置の対象年齢は男女の差なく統一されます。
- (4)継続雇用時の労働条件については、これまで通り事業主の合理的な裁量の範囲で設定可能です。

厚生労働省 高年齢者雇用安定法Q&A

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/qa/index.html>